

既存借主に無償で家賃保証提供

近畿保証サービス 入退去の際に有償加入が条件



近畿保証サービス
(兵庫県神戸市)
平野高太郎社長 (54)

近畿保証サービス（兵庫県神戸市）は1日、家賃債務保証に加入していない既存借主に対し、無償で家賃債務保証を提供する「一棟保証サービス」の全国展開を本格的に開始した。

同サービスでは、同社が貸主と1棟単位で契約。既存入居者に無償で家賃債務保証サービスを提供する代わりに、新たな入居者に入れ替わった際は有償で同社の家賃保証サービスに加入する。有償契約数を増やすための先行投資となる。同社の全契約保有件数は約20万件で、今後「一棟保証サービス」の契約割合を5割まで伸ばすことを目標に掲げている。

無償で提供する保証は、限度額が家賃の5ヶ月分、範囲が滞納された家賃、弁護士費用を含む裁判費用、残置物撤去費用など。原則として、学生向け住宅を除く居住用賃貸物件のみが対象。借主がすでに家賃を滞納している場合は、無償保証は受けられない。

借主が入れ替わった場合の有償保証は、住居だけでなく駐車場や事務所店舗も対象になる。住居の場合、保証の限度額は家賃24万円分。無償の保証範囲に加えて、ハウスクリーニング代や鍵交換費用なども含まれる。

同社は5年ほど前から「一棟保証サービス」の試験運用を始めており、関西や首都圏を中心に約6万件の契約がある。平野高太郎社長は「高リスクである『1棟保証

サービス』は、長年にわたるデータと経験の蓄積に基づく当社のリスク回避が実現した。賃貸経営にとって力強い役割を果たすサービスだと確信している」と語る。

借主が保証契約をする場合、手続きや保証料の支払いが必要になるため、すでに入居している借主の場合は契約の承諾を得ることが難しい。その一方で、家賃債務保証に加入していない入居者に対し保証を付け、滞納リスクを軽減したいという貸主のニーズがあつた。こうしたニーズに応えながら、新規の保証契約を安定的に獲得する。無償で家賃債務保証を受ける既存借主の手続きは不要で、保証開始の際には事前告知を行う。貸主はレントロールの提出が必須となる。